

村山市ネーミングライツパートナー募集要項

村山市（以下「市」という。）では、市が所有する公共施設の愛称を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の活用により、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、ネーミングライツパートナーを募集します。

1 募集対象施設

対象施設は「【別紙】村山市ネーミングライツパートナー募集対象施設一覧」をご覧ください。

2 ネーミングライツの付与期間（契約期間）

3年以上5年以内の期間で提案してください。

なお、終期は原則として、3月末日とします。

3 ネーミングライツ料

（1）使用目的

原則として、該当施設において市民を対象とした公演や教室、イベント等を開催するために要する費用や施設の維持管理に要する費用に充てるものとします。

（2）提案金額

年額単位での設定とします。提案金額には、消費税及び地方消費税を含めないでください。

また、各対象施設には最低金額を設けておりますので、最低金額以上の金額で提案してください。

（3）納入

年度毎に市が発行する納入通知書により、指定する期限までに一括して納入してください。

契約期間が年度途中の場合、ネーミングライツ料は月割りにより計算します。

※1円未満の端数については切り捨てるものとします。

4 ネーミングライツパートナーのメリット

（1）看板等の設置

ネーミングライツによる施設等の愛称がついた看板等を設置できます。看板等の設置場所や設置方法、意匠、構成等については、ネーミングライツパートナーで検討いただき、市と協議のうえ決定します。

※屋外への看板等設置については、山形県屋外広告物条例等の関係法令を遵守していただきます。

※愛称の使用開始日において、看板等の標示変更が完了していない場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料は変更しません。

(2) 愛称の普及

市ホームページ等において、愛称決定のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を広報します。

また、市は愛称の普及のため、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけるよう努めます。

ただし、パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とし、愛称使用開始前に作成した印刷物が現存している場合は、当該印刷物は修正せずに使用することができるものとします。

5 愛称の条件

公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の観点から市民の理解が得られるものであり、かつ、次のいずれの条件も満たすものとします。

なお、条例上の正式名称は変更しません。また、必要に応じて正式名称を使用する場合があります。

- ① 通常使用する漢字、片仮名、平仮名又はアルファベットにより表記可能なもの。
- ② 第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害するおそれのないもの。
- ③ 原則として、契約期間中に愛称の変更がないもの。
- ④ 次のいずれにも該当しないもの。
 - (ア) 政治又は宗教に関するもの
 - (イ) 暴力又は犯罪を助長するおそれのあるもの
 - (ウ) 残酷又はわいせつな印象を与えるもの

6 応募等にあたっての費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、下表のとおりとします。

内容	費用負担者
応募及び契約締結に係る諸費用	ネーミングライツパートナー
看板等の設置・変更に必要な費用	ネーミングライツパートナー
契約期間中における看板等の維持修繕費用	ネーミングライツパートナー
契約期間の満了又は契約の解除による看板等の原状回復費用	ネーミングライツパートナー
市ホームページへの掲載及び市広報等の発行費用	市

7 募集から愛称の使用開始までの流れ（概要）

- ① ネーミングライツパートナーの募集
- ② 申込受付（提案の申込）
- ③ 村山市ネーミングライツパートナー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による審査
- ④ 応募者へ審査結果を通知
- ⑤ 施設担当課との協議
- ⑥ 契約
- ⑦ 看板等の設置（変更）
- ⑧ 愛称の使用開始・公表

8 応募資格

村山市ネーミングライツ事業実施要綱第5条に該当せず、県内に事務所や事業所等を有する法人または団体とします。

※個人での応募はできません。

9 応募手続

(1) 応募方法

市ホームページや市広報等に掲載する募集期間中に、下記【必要書類】を「14 申込先・問合せ先」に記載する申込先へ受付時間内に持参又は郵送にて提出してください。

※郵送の場合の受付日は、市が收受した日とします。

【必要書類】

- ① 村山市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- ② 同意書兼誓約書（様式第2号）
- ③ 応募者の事業概要等を記載した書類（会社概要やパンフレット等）
- ④ 直近2事業年度分の決算報告書（貸借対照表や損益計算書等の財務諸表）
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※取得日から3か月以内のものに限る。
- ⑥ 直近1事業年度分の国、県及び市税の納税証明書
※取得日から3か月以内のものに限る。
- ⑦ 委任状（代理人を置く場合に限る。）

【提出部数】

原本1部と写し1部

(2) 応募期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）までを応募期間とし、この期間中に応募のあった応募者を審査します。ただし、応募のなかった施設については、応募期間後も随時受付し、その都度審査します。

(3) 留意事項

- ① 応募にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、応募者の負担とします。
- ② 提出書類等は返却しません。
- ③ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。また、情報公開請求があった場合には、村山市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ④ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 申込書に虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

10 選定方法

村山市ネーミングライツパートナー審査委員会において、次の審査基準に基づき審査し、優先交渉権者を選定します。審査の結果は、「村山市ネーミングライツ事業審査結果通知書」により通知します。

① 審査項目・配点・審査内容

No.	審査項目	配点	審査内容						
1	ネーミングライツ料 (提案金額)	40点	$\text{配点 (40点)} \times \frac{\text{当該応募者の提案金額 (年額)}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額 (年額)}}$ ※点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。						
2	契約期間	15点	$\text{配点 (15点)} \times \frac{\text{当該応募者の提案期間}}{\text{応募者のうち最も長い提案期間}}$ ※点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出します。						
3	愛称	25点	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、0点～25点の範囲で採点します。						
4	地域性	15点	市内の事務所・事業所等の有無について <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・市内に本社等を有する場合</td> <td style="text-align: right;">15点</td> </tr> <tr> <td>・市内に支社又は事業所等を有する場合</td> <td style="text-align: right;">8点</td> </tr> <tr> <td>・市内に事務所・事業所等を有しない場合</td> <td style="text-align: right;">0点</td> </tr> </table>	・市内に本社等を有する場合	15点	・市内に支社又は事業所等を有する場合	8点	・市内に事務所・事業所等を有しない場合	0点
・市内に本社等を有する場合	15点								
・市内に支社又は事業所等を有する場合	8点								
・市内に事務所・事業所等を有しない場合	0点								
5	指定管理者	5点	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・対象施設の現指定管理者である場合</td> <td style="text-align: right;">5点</td> </tr> <tr> <td>・対象施設の現指定管理者でない場合</td> <td style="text-align: right;">0点</td> </tr> </table>	・対象施設の現指定管理者である場合	5点	・対象施設の現指定管理者でない場合	0点		
・対象施設の現指定管理者である場合	5点								
・対象施設の現指定管理者でない場合	0点								
合計点		100点							

② 各委員の評価点数の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を算出し、最高得点者を優先交渉権者として選定し、最高得点者に次ぐ得点者を次点交渉権者に選定します。

③ 点数が同点の場合は、「1 ネーミングライツ料（提案金額）」、「2 契約期間」、「3 愛称」、「4 地域性」「5 指定管理者」の順番で、審査項目ごとの点数が高い応募者を優先交渉権者とします。

④ ③によっても優先交渉権者を選定できない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定します。

11 契約・公表

村山市ネーミングライツ審査委員会において選定された優先交渉権者とネーミングライツパートナーの契約に係る協議を行います。

優先交渉権者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を行います。

契約締結後、ネーミングライツパートナーの名称や施設の愛称、契約期間、ネーミングライツ料を

市ホームページ及び市広報等により公表します。

12 契約の解除等

契約締結後において、次のいずれかに該当するときは、村山市は契約を解除することができるものとし、契約を解除したときは、村山市ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第3号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとします。

- ① 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき
- ② ネーミングライツパートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき
- ③ ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ ネーミングライツパートナーの行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるとき
- ⑤ ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき

なお、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除した場合を除き、既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとします。

13 その他

- ・設備等の改修や修繕等により、施設を利用できない期間が生じた場合であっても、契約期間及びネーミングライツ料は変更しません。
- ・募集内容等についてのお問合せは、「質問書（市ホームページからダウンロード）」に記入のうえ、メール又はFAXで送信してください。質問に対する回答は、質問者に対して個別に回答したうえで、内容によっては市ホームページに掲載する場合があります。この場合、質問者名は公表しません。なお、審査に関する質問は一切受けません。

14 申込先・問合せ先

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市 政策推進課 政策企画係（村山市役所2階）

TEL：0237-55-2111（内線271）

FAX：0237-55-0260

E-mail：seisaku@city.murayama.lg.jp

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時を除く）です。

土・日曜、祝日並びに年末年始の閉庁日は受付できません。